

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年1月20日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第62号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和市認定保育施設事業実施規則の一部改正)

第1条 大和市認定保育施設事業実施規則（令和5年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1施設長の項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した」を「本市に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」に改め、同表施設運営等の項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

(大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)

第2条 大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条第2項中「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断等」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時、定期又は臨時の健康診断

第20条第2項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「本市に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。」に改める。

第26条第1項中「（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を削る。

第41条第1項中「（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を削る。

（大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第3条 大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）」に改める。

（大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部改正）

第4条 大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した」を「本市に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」に改める。

第9条中「（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「第33条の10第1項各

号」に改める。

(大和市子育て支援センター事業規則の一部改正)

第5条 大和市子育て支援センター事業規則（平成20年大和市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した」を「本市に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。